

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	13	府省庁名
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続	
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>社会保険診療は、世界に冠たる我が国の国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に良質かつ必要な医療を提供するものであり、極めて高い公共性を有している。</p> <p>そのため、法人及び個人の事業税に係る所得金額の計算上、社会保険診療報酬に係る収入は医療機関の総収入金額等に算入されず、また、社会保険診療に係る経費は当該医療機関の必要経費等に算入されないこととなっている。</p> ・特例措置の内容 <p>社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。</p> 	
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法第72条の23・地方税法第72条の49の12 </div>	
減収見込額	[初年度] 一 (▲76,048) [平年度] 一 (▲76,048) [改正増減収額] 一 ※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より推計 (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図るため、社会保険診療に係る非課税措置を存続するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>社会保険診療は、世界に冠たる我が国の国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に良質かつ必要な医療を提供するものであり、国民の生活の安定と福祉の向上に資する観点から、極めて高い公共性を有している。</p> <p>少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の意識の変化、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する社会保険診療について、本措置の存続による下支えが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	一	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
	政策の達成目標	地域における医療提供体制を維持する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	地域における医療提供体制を維持する。
	政策目標の達成状況	地域における医療提供体制が維持されている。
有効性	要望の措置の適用見込み	112,996件／年 ※医療経済実態調査及び医療施設調査より推計
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置の存続による下支えが有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	社会保険診療報酬に係る概算経費率制度（所得税・法人税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、本措置の存続による下支えが必要である。

税負担軽減措置等の適用実績	<p>(実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年 800 万超の標準税率 4.6%で算出した減収額を概算値として記載)</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>令和 3 年度</td><td>1,765,520 百万円 × 4.6% = 81,214 百万円</td></tr> <tr> <td>(個人事業税</td><td>1,056,023 百万円 × 4.6% = 48,577 百万円)</td></tr> <tr> <td>(法人事業税</td><td>709,497 百万円 × 4.6% = 32,637 百万円)</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度</td><td>1,646,997 百万円 × 4.6% = 75,762 百万円</td></tr> <tr> <td>(個人事業税</td><td>1,172,557 百万円 × 4.6% = 53,938 百万円)</td></tr> <tr> <td>(法人事業税</td><td>474,440 百万円 × 4.6% = 21,824 百万円)</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>1,734,126 百万円 × 4.6% = 79,770 百万円</td></tr> <tr> <td>(個人事業税</td><td>1,196,416 百万円 × 4.6% = 55,035 百万円)</td></tr> <tr> <td>(法人事業税</td><td>537,710 百万円 × 4.6% = 24,735 百万円)</td></tr> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>1,766,308 百万円 × 4.6% = 81,250 百万円</td></tr> <tr> <td>(個人事業税</td><td>1,227,843 百万円 × 4.6% = 56,481 百万円)</td></tr> <tr> <td>(法人事業税</td><td>538,465 百万円 × 4.6% = 24,769 百万円)</td></tr> <tr> <td>平成 29 年度</td><td>1,732,211 百万円 × 4.6% = 79,682 百万円</td></tr> <tr> <td>(個人事業税</td><td>1,265,431 百万円 × 4.6% = 58,210 百万円)</td></tr> <tr> <td>(法人事業税</td><td>466,780 百万円 × 4.6% = 21,472 百万円)</td></tr> <tr> <td>平成 28 年度</td><td>1,824,736 百万円 × 4.6% = 83,938 百万円</td></tr> <tr> <td>(個人事業税</td><td>1,273,355 百万円 × 4.6% = 58,574 百万円)</td></tr> <tr> <td>(法人事業税</td><td>551,381 百万円 × 4.6% = 25,364 百万円)</td></tr> </tbody> </table>	令和 3 年度	1,765,520 百万円 × 4.6% = 81,214 百万円	(個人事業税	1,056,023 百万円 × 4.6% = 48,577 百万円)	(法人事業税	709,497 百万円 × 4.6% = 32,637 百万円)	令和 2 年度	1,646,997 百万円 × 4.6% = 75,762 百万円	(個人事業税	1,172,557 百万円 × 4.6% = 53,938 百万円)	(法人事業税	474,440 百万円 × 4.6% = 21,824 百万円)	令和元年度	1,734,126 百万円 × 4.6% = 79,770 百万円	(個人事業税	1,196,416 百万円 × 4.6% = 55,035 百万円)	(法人事業税	537,710 百万円 × 4.6% = 24,735 百万円)	平成 30 年度	1,766,308 百万円 × 4.6% = 81,250 百万円	(個人事業税	1,227,843 百万円 × 4.6% = 56,481 百万円)	(法人事業税	538,465 百万円 × 4.6% = 24,769 百万円)	平成 29 年度	1,732,211 百万円 × 4.6% = 79,682 百万円	(個人事業税	1,265,431 百万円 × 4.6% = 58,210 百万円)	(法人事業税	466,780 百万円 × 4.6% = 21,472 百万円)	平成 28 年度	1,824,736 百万円 × 4.6% = 83,938 百万円	(個人事業税	1,273,355 百万円 × 4.6% = 58,574 百万円)	(法人事業税	551,381 百万円 × 4.6% = 25,364 百万円)
令和 3 年度	1,765,520 百万円 × 4.6% = 81,214 百万円																																				
(個人事業税	1,056,023 百万円 × 4.6% = 48,577 百万円)																																				
(法人事業税	709,497 百万円 × 4.6% = 32,637 百万円)																																				
令和 2 年度	1,646,997 百万円 × 4.6% = 75,762 百万円																																				
(個人事業税	1,172,557 百万円 × 4.6% = 53,938 百万円)																																				
(法人事業税	474,440 百万円 × 4.6% = 21,824 百万円)																																				
令和元年度	1,734,126 百万円 × 4.6% = 79,770 百万円																																				
(個人事業税	1,196,416 百万円 × 4.6% = 55,035 百万円)																																				
(法人事業税	537,710 百万円 × 4.6% = 24,735 百万円)																																				
平成 30 年度	1,766,308 百万円 × 4.6% = 81,250 百万円																																				
(個人事業税	1,227,843 百万円 × 4.6% = 56,481 百万円)																																				
(法人事業税	538,465 百万円 × 4.6% = 24,769 百万円)																																				
平成 29 年度	1,732,211 百万円 × 4.6% = 79,682 百万円																																				
(個人事業税	1,265,431 百万円 × 4.6% = 58,210 百万円)																																				
(法人事業税	466,780 百万円 × 4.6% = 21,472 百万円)																																				
平成 28 年度	1,824,736 百万円 × 4.6% = 83,938 百万円																																				
(個人事業税	1,273,355 百万円 × 4.6% = 58,574 百万円)																																				
(法人事業税	551,381 百万円 × 4.6% = 25,364 百万円)																																				
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<table border="0"> <tbody> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>課税標準額 1,765,520 百万円 (個人事業税 1,056,023 百万円) (法人事業税 709,497 百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>課税標準額 1,646,997 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円) (法人事業税 474,440 百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和 元 年度</td> <td>課税標準額 1,734,126 百万円 (個人事業税 1,196,416 百万円) (法人事業税 537,710 百万円)</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>課税標準額 1,766,308 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円) (法人事業税 538,465 百万円)</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>課税標準額 1,732,211 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円) (法人事業税 466,780 百万円)</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>課税標準額 1,824,736 百万円 (個人事業税 1,273,355 百万円) (法人事業税 551,381 百万円)</td> </tr> </tbody> </table>	令和 3 年度	課税標準額 1,765,520 百万円 (個人事業税 1,056,023 百万円) (法人事業税 709,497 百万円)	令和 2 年度	課税標準額 1,646,997 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円) (法人事業税 474,440 百万円)	令和 元 年度	課税標準額 1,734,126 百万円 (個人事業税 1,196,416 百万円) (法人事業税 537,710 百万円)	平成 30 年度	課税標準額 1,766,308 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円) (法人事業税 538,465 百万円)	平成 29 年度	課税標準額 1,732,211 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円) (法人事業税 466,780 百万円)	平成 28 年度	課税標準額 1,824,736 百万円 (個人事業税 1,273,355 百万円) (法人事業税 551,381 百万円)																								
令和 3 年度	課税標準額 1,765,520 百万円 (個人事業税 1,056,023 百万円) (法人事業税 709,497 百万円)																																				
令和 2 年度	課税標準額 1,646,997 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円) (法人事業税 474,440 百万円)																																				
令和 元 年度	課税標準額 1,734,126 百万円 (個人事業税 1,196,416 百万円) (法人事業税 537,710 百万円)																																				
平成 30 年度	課税標準額 1,766,308 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円) (法人事業税 538,465 百万円)																																				
平成 29 年度	課税標準額 1,732,211 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円) (法人事業税 466,780 百万円)																																				
平成 28 年度	課税標準額 1,824,736 百万円 (個人事業税 1,273,355 百万円) (法人事業税 551,381 百万円)																																				
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置の存続による下支えが有効である。																																				
前回要望時の達成目標	地域における医療提供体制を維持する。																																				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—																																				

これまでの要望経緯	昭和 27 年度創設、毎年要望の結果、存続
-----------	-----------------------